

東海ミドルボートクラブ規約

- 第1条 (名 称) 本クラブは東海ミドルボートクラブと称する。
- 第2条 (事 務 局) 本クラブは事務局をJSAF外洋東海内に置く。
- 第3条 (目 的) 本クラブは外洋艇(ミドルボートクラス * 第12条)のオーナーを以って組織し、ヨットレースを通じて帆走技術の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (会 員) 本クラブの会員は外洋艇オーナーで本クラブの会費を収めたもので構成する。
- 第5条 (役 員) 本クラブは次の役員を置く。(任期は2年として再任を妨げない。)
会長 1名 副会長 若干名
会計 1名 事務局長 1名 会計監査 1名
- 第6条 (会 議) 会議は総会、役員会、親睦会とする。
総会は事業計画案、収支決算案を承認する。
- 第7条 (役員を選出) 役員を選出は総会にて決定する。
- 第8条 (会 費) 会費は入会時に10,000円を徴収する。
- 第9条 (会議の開催) 本クラブは年1回定時総会を毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催(メール送信、確認議決)し、親睦会は適時これを招集する。
- 第10条 (役 員 会) その他必要事項については、役員会にて決定する。
- 第11条 (事業年度) 本クラブの事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。
- 第12条 (定 義) ミドルボートクラスとは全長8mから11mの艇とする。
- 第13条 (入会、退会) 入会申込書の提出と会費納入をもって入会とし、退会の意思表示または艇の売却等は退会とする。艇の入れ替えは退会・再入会とし会費は免除する。
- 第14条 (解 散) 会の解散は総会で決定する。

付則 2012年1月22日より実施する。

発起人 中村、河崎、大島、坂倉、河内、奥田

2012新役員

会長 1名 中村 孝 副会長 若干名 河崎 金徳、奥田 義明
会計 1名 河内 道夫 事務局長 1名 坂倉 純二 会計監査 1名 大島 茂樹

2012事業計画

再発足のPR、会員充足の推進する。
全日本選手権をJSAF外洋東海と共同主催する。